

16番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1. 新型コロナウイルス感染症から市民の命を守りぬき、安全な社会経済活動の再開と維持のため、PCR 検査センター設置と医療機関への支援を求める</p> <p><b>【質問趣旨】</b> 日本医師会が5月に出した提言には「PCR検査は医療としての感染者の診断・治療の手段としてだけでなく、院内感染・医療崩壊を防ぐために必要な無症候者の把握の手段としても不可欠である。さらに感染対策の一環として行う経済活動の停止や、感染状況に応じた活動抑制の解除、さらに新たな感染に対する社会活動の制御を決定するための重要な手段である。」「日本全域を対象とした検査体制基盤の確立は、絶対に行うべき</p>	<p>(1) 一人の市民の命も犠牲にしない</p> <p>(2) PCR 検査の実態が招いたことについて</p>	<p>① 今後の「感染の第2波、第3波」に備え、やるべきことをやりきり、コロナ禍のもとで一人の市民の命も犠牲にしない施策を進めるべきと考えるが、認識を伺う。</p> <p>① 2月から3月にかけて、全国の新型コロナウイルスに対応する「帰国者・接触者相談センター」(主に保健所)への相談件数は31万3475件。そのうち「帰国者・接触者外来」(指定された医療機関)で実際にPCR検査を実施した件数は1万2595件で、わずか4%しか検査にたどり着いていない。症状があっても、医師が必要と判断しても、なかなか検査が受けられなかった実態があったと考えられる。このことについての認識を伺う。</p> <p>②検査数が少ない最大の原因は、政府が、集団感染(クラスター)を追跡する検査方法で、検査件数を絞り込んできたことにある。実際にPCR検査(検体採取)は原則として「帰国者・接触者外来」でしか受けられず、そこを受診するには保健所などに置かれている「相談センター」で検査の必要性の有無を確認することが必要とされている。検査にたどり着く前に重症化した事例も報告されている。検査数が少ないことで、どこでどのような感染が起きているかの把握が困難となり、安全な社会経済活動を行うための根拠のある指標が定まらなると考えるが見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>背策」とあるが、国の予算化と施策展開が大きく遅れたため、地方自治体や医療機関が自ら、検査センター設置を進めている。本市もPCR検査センターの設置を感染の第2波への重要な対策として位置づけ、市民の利用しやすい検査センター設置を進め、また感染の影響で疲弊している医療機関への支援を行うべきと考える。</p>	<p>(3) 命を守り、安全な社会経済活動の回復と維持のための対策について</p>	<p>①日本医師会は、5月13日付の報告書で「COVID-19 と共生していく上で、PCR検査は医療と社会経済を維持するための社会的基盤と認識すべきである」と提言した。愛知県は、15日の対策本部会議でPCR検査の能力を段階的に、秋までに1300件に引き上げることを発表し、同日、豊明市にドライブスルー式のPCR検査所を開設。20日には、新型コロナウイルス感染症対策に特化した「感染症対策局」を発足した。</p> <p>愛知県は感染拡大防止のために、大量検査の方針に転換したが、このことについての見解を伺う。</p> <p>② この間、複数の医療機関が愛知県の要請に応え、検査実施を申し出ているが、市中の医療機関は、検体採取などの検査を実施することで感染リスクを負うことになる。また、多くの開業医は発熱など感染が疑われる患者への対応に苦慮しながら日々の診療を行っている。医療機関の安全な診療を維持すると同時に、市民の受けやすい検査体制をつくるためには、電話で相談を受けた医師が連絡すれば、検査が受けられるドライブスルーなどの施設を、医師会の協力を得ながら瀬戸市または近郊に早急に設けることが必要と考えるが見解を伺う。</p> <p>③検査の拡大と同時に必要となる軽症者の隔離・保護施設設置についても積極的に協力していくべきと考えるが、見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(4) ひっ迫した医療機関を守るべき	<p>① 愛知県保険医協会が3月の診療について行ったアンケートに1799件の回答があり、その80%が「外来患者が減っている」と答えている。外来患者数の減少割合は平均で2.7割。3割以上減少した医療機関が21%。保険診療収入も76%が減少と回答している。4月の診療はさらに深刻さを増しているが、この状況をどう認識しているか伺う。</p> <p>② 国の第2次補正予算には、新型コロナの治療にあたる医療機関への補助はあるが、その他受診抑制などで減収している医療機関への補填はなく、この点については不十分と言わざるを得ない。4月の患者減の影響は6月の報酬に表れる。市内の医療機関が倒産、廃業とならないよう、国への要望を行い、同時に市としても独自の補助金など早急な対策を講じるべきと考えるが、見解を伺う。</p>

- 備考
1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
  2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
  3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>2. 感染拡大防止のため、期限の切れたすべての国民健康保険短期証の更新と交付、および収入減の加入者に保険料減免のすみやかな実施を</p> <p><b>【質問趣旨】</b> 新型コロナウイルスによる感染症は、人によっては重症化が速い場合があり、医療へのアクセスの速さが重要となる。発熱や息苦しさなど感染が疑われたら、躊躇することなく医療機関または帰国者・接触者外来を受診すべきであるが、国保の保険料を滞納し、保険証が期限切れになっている場合、このことが受診抑制に直結する可能性は低くない。加入者本人の命を守ると同時に、周囲の市民への感染拡大を防ぐためにやるべきことはすでに厚労省からも示さ</p>	<p>(1) すべての国保加入者に保険証を</p> <p>(2) 新型コロナウイルスの影響を受けた場合の国保料減免について</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症の対策として、短期保険証の期限が切れた加入者への対応は現状でどうなっているか伺う。</p> <p>②保険証が手元にない人で、感染が疑われる症状が出た場合の対応をどのように想定しているか伺う。</p> <p>③ 本年2月28日に発出された厚労省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについて」の内容をどのように認識しているか伺う。</p> <p>④保険証が手元にない状況を放置することは、受診抑制を招き、そのことによって本人及び接触の可能性のある市民の命と健康を脅かすものと考えます。無条件でただちに郵送等で届けるべきではないか。</p> <p>①国保加入者の中で、特に非正規労働者や個人事業主などは、今回の新型コロナウイルスに大きな影響を受けていると考えられる。本年4月8日の厚労省の事務連絡では、一定の要件を満たせば、令和元年度分及び令和2年度分の保険料で令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものが減免の対象になり、減免を行った場合にはその全額を国が財政支援するとなっている。ただちに実施すべきと考えるが見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>れている。また、コロナの影響で収入の激減している国保加入者の保険料減免についても、全額国費との事務連絡が2か月前に発出されている。</p> <p>これらの問題についても、一人の市民の命も犠牲にしない覚悟で臨むことを求めて質問する。</p>	<p>(3) 傷病手当金の対象の拡大について</p>	<p>①この度、国民健康保険でも傷病手当金が支給されるが、その対象は「給与の支払いを受けている者」に限定され、フリーランスや事業主は対象外となる。休業要請や外出抑制の影響で収入が激減していると思われるが、事業主等について実態を把握しているか。</p> <p>② 厚労省は国会答弁で、被用者以外を対象にするかどうかは自治体の判断としている。本市に多い個人経営の営業を守るために、被用者以外への支給に対する財政支援を国に求めると同時に、独自の傷病手当金を支給すべきではないか。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。